

令和3年

第2回市議会定例会 議案第11号

函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

函館市地域活動支援センターの設備および運営に関する基準を定める  
条例（平成25年函館市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第21条 地域活動支援センターおよびその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センターおよびその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用

者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

#### （提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域活動支援センターおよびその職員が書面に代えて電磁的記録により記録の保存を行う場合等に関する規定を整備するため